

車両ローン等新旧比較

	項 目	変 更 前	変 更 後
共 通 項 目	① 基 本 契 約	手形取引約定書	廃 止 (希望する場合は継続)
	② 手 形 取 引	手形取引が基本	廃 止 (希望する場合は継続)
	③ 契 約 書	な し	証書貸付
	④ 融 資 限 度 枠 (総額2億円以内)	不動産担保・保証金の5倍。	1組合員、上限30百万円を無担保とする (車両ローン、季節資金、設備資金の合計) ・ これを超える場合は保証金(20%)または 購入車両以外の車両(等倍)の差入が必要
	⑤ 不 動 産 担 保	あ り	新規取扱は廃止。 (担保に不備が無く、希望する場合は継続)
	⑥ 保 証 金 差 入	あ り (20%)	あ り (20%)
	⑦ 車両担保(購入以外・譲渡担保)	規定なし	あ り (等倍) 査定価格(REDBOOKの中古車下取り価格)の等倍
	⑧ 決 算 書	直近の決算書または一般貨物自動車運送事業報告書(季節資金のみ)	直近2期分の決算書(税務署の受付印のあるもの。 貸借対照表・損益計算書・固定資産台帳) (全て)
	⑨ 金 融 機 関 取 引	規定なし	取引金融機関に当座預金取引があること
	⑩ 財 務 内 容	規定なし	2期連続赤字かつ債務超過先は融資対象外
	⑪ 取 引 状 況	組合取引で支払遅延等のない正常な取引状態にあること(季節資金のみ)	組合取引で支払遅延等のない正常な取引状態にあること (全て)
車 両 ロ ー ン	⑫ 融 資 総 額	規定なし	年間4億円(上期・下期 各2億円)
	⑬ 中 古 車 購 入	規定なし	登録から10年以内の車両が対象
	⑭ 所 有 権 留 保	助成金利用等で所有権留保ができない場合は、念書を徴求	購入対象車両は組合名義とする。 助成金利用等で所有権留保ができない場合は、融資対象外とする
	⑮ 契 約 書	な し	金銭消費貸借譲渡担保契約

※共通項目・・・車両ローン、季節資金、設備資金